3. 緊急事態における対応体制

原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置（緊急時活動ﾚﾍﾞﾙ：EAL（※1））

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。

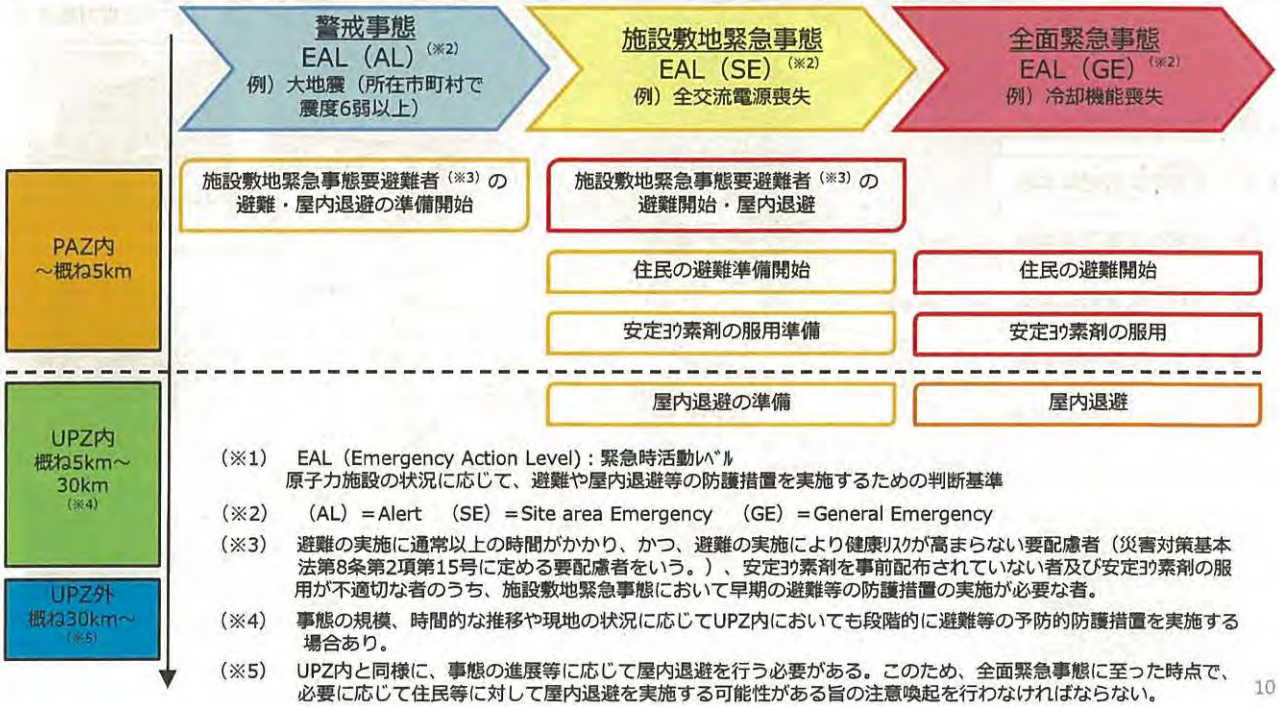

（※1） EAL（Emergency Action Level）：緊急時活動ﾚﾍﾞﾙ
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準

（※2） （AL）＝Alert （SE）＝Site area Emergency （GE）＝General Emergency

（※3） 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康ﾘｽｸが高まらない要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。）、安定ﾖｳ素剤を事前配布されていない者及び安定ﾖｳ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。

（※4） 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

（※5） UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置（運用上の介入ﾚﾍﾞﾙ：OIL（※））

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。

	緊急防護措置【OIL1】 500μSv/h超過	早期防護措置【OIL2】 20μSv/h超過	飲食物摂取制限【OIL6】 ［飲食物に係るｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ基準］ 0.5μSv/h超過
UPZ内 概ね5km～30km	数時間内を目途に区域を特定	1日内を目途に区域を特定	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	避難（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）の実施	対象地域の生産物の摂取を制限	1週間程度内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を実施
		対象地域の住民を、1週間程度内に一時移転	基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
	避難等される住民等を対象に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は簡易除染【OIL4】		
UPZ外 概ね30km～	UPZ内と同じ		

（※）OIL(Operational Intervention Level)：運用上の介入ﾚﾍﾞﾙ
放射線ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町の対応体制

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- 佐賀県、唐津市及び伊万里市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 長崎県、福岡県及び関係市町（唐津市及び伊万里市を除く）は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、全面緊急事態で災害対策本部に移行。
- 関係市町の災害警戒本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZ内における施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。

壱岐市災害対策本部
玄海町災害対策本部
唐津市災害対策本部
平戸市災害対策本部
松浦市災害対策本部
伊万里市災害対策本部
佐世保市災害対策本部

糸島市災害対策本部

福岡県災害対策本部

佐賀県オフサイトセンター

佐賀県災害対策本部

長崎県災害対策本部

国の対応体制

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- 玄海町において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、佐賀県オフサイトセンター（OFC）及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部に移行し、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣。
- 全面緊急事態に至った場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、県・市町等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。

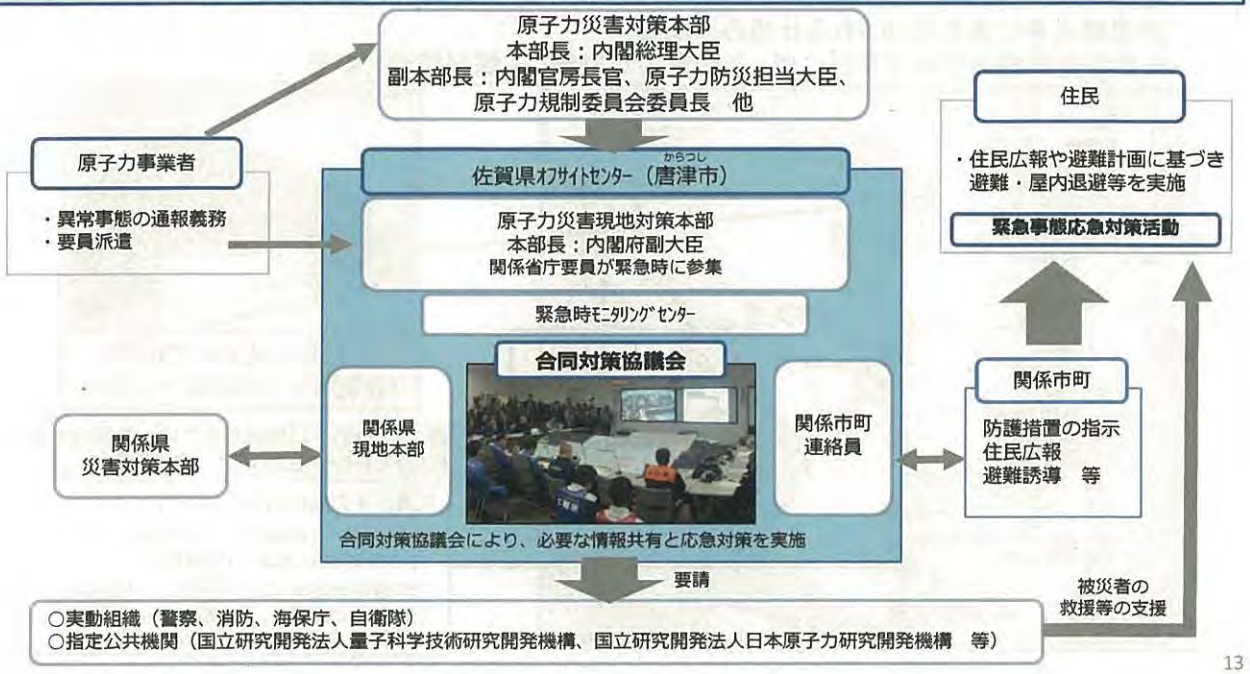

国の職員・資機材等の緊急搬送

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- 施設敷地緊急事態発生の通報後、あらかじめ定められた100人程度の国の職員等を佐賀県オフサイトセンター及び佐賀県、長崎県、福岡県に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。